

●日本学術会議細則

〔平成17年10月4日
日本学術会議第146回総会決定〕

改正 平成18年 2月13日日本学術会議第147回総会決定
平成18年 4月11日日本学術会議第148回総会決定
平成18年10月 3日日本学術会議第149回総会決定
平成19年 4月10日日本学術会議第150回総会決定
平成20年 4月 8日日本学術会議第152回総会決定
平成20年10月 1日日本学術会議第154回総会決定
平成21年10月19日日本学術会議第156回総会決定
平成26年 7月11日日本学術会議第167回総会決定
平成28年 4月14日日本学術会議第171回総会決定
平成31年 4月25日日本学術会議第178回総会決定
令和 5年 7月16日日本学術会議第188回総会決定

日本学術会議細則を、次のとおり定める。

日本学術会議細則

第1章 総則

(総則)

第1条 日本学術会議（以下「学術会議」という。）の運営に関する事項は、日本学術会議会則（平成17年日本学術会議規則第3号、以下「会則」という。）に定めるもの及び会則において幹事会で定める事項とされているもののほか、この細則の定めるところによる。

第2章 会長

(会長の互選)

第2条 事務局長は、会長の互選のための資料として、互選が行われる総会時における会員（送付時には候補者である者を含む。以下本条において同じ。）に対し、総会に先立ち、次の資料を送付する。

(1) 互選が行われる総会時における会員の名簿（略歴等を含む。以下本条において「名簿」という。）

(2) その他幹事会が必要と認める資料

2 会長の互選は、総会に出席した会員の投票により行う。この場合の投票の方法は、次のとおりとする。

(1) 会員は、前項の規定により送付された名簿に掲載された者のうち1人に投票する。

この投票は、単記無記名による。

- (2) 投票者数の過半数の票を得た者を会長の候補者とする。
 - (3) 第1回の投票において、過半数を得た者がいないときは、過半数を得る者があるまで投票を行う。
 - (4) 第3回の投票において、過半数を得た者がいないときは、前2号の規定にかかわらず、当該投票における上位の得票者2人について決選投票を行い、多数を得た者を会長の候補者とする。ただし、決選投票を行うべき2人を定めるに当たり、並びに会長の候補者を定めるに当たり、得票数が同じときは、年長者をもってこれに充てる。
- 3 会長の候補者は、会長の職に就く意思がある場合、会長となる。会長の職に就く意思がない場合は、前項の互選を再度行う。
 - 4 前3項の規定に関し必要な事項は、幹事会が定める。
 - 5 前4項の規定は、日本学術会議法（以下「法」という。）第8条第6項の規定に基づく補欠の会長の互選に準用する。

（148総・152総・一部改正）

（会長が参加できる機関）

第3条 会長が当該資格において参加することのできる機関の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 科学及び学術研究の基本政策の樹立を目的とする政府の機関であって、幹事会が学術会議の意思を反映させるために会長の参加が必要であると認めたもの
- (2) 前号に準ずる機関であって、幹事会が会長の参加が必要であると認めたもの

第3章 総会

（総会の議決）

第4条 総会の議決の方法は、次のとおりとする。

- (1) 議長が採決をする場合は、原則として議案を可とする会員の挙手を求め、挙手の多少を認定して可否の結果を宣告する。ただし、オンライン会議システム（映像及び音声の送受信により相手方の状態を相互に確認しながら通話することができるシステムをいう。以下この条において同じ。）を利用して出席する会員は、同システムにおける機能を利用して挙手を行う。
- (2) 議長が可否の多少を認定し難いとき又は出席会員から挙手の多少を認定し難いとして異議が唱えられたときは、議長は投票で採決をする。
- (3) 投票を行う場合は、出席会員はすべて、名札票を名札箱に投入するとともに、議案を可とする会員は青票を、議案を否とする会員は赤票を、議案の可否を決しない会員は白票を投票箱に投入する。ただし、オンライン会議システムを利用して出席する会員は、同システムにおける機能を利用して本規定に準じた投票を行う。この場合において、議長は投票を行わない。
- (4) 会則第18条第2項に定める可否同数の場合とは、前号の可とする票数の2倍の数が名札票の数と同一のときとする。

（議案の提出）

第5条 総会の議案の提出者は、次のとおりとする。

- (1) 会長
 - (2) 副会長
 - (3) 30人以上の会員
- 2 議案の提出者は、総会開催の14日以前に開催される幹事会に付議できるよう、会長に議案を提出することとする。緊急の場合においても、あらかじめ幹事会に付議できるよう提出することとする。
 - 3 会長は、提出された議案を幹事会に付議する。幹事会は、議案について提出者に助言することができる。
 - 4 提出者は、前項の助言に基づき、必要に応じ議案を修正の上、議案を会長に提出する。
 - 5 会長は、提出された議案を総会に付議する。幹事会の意見のうち、議案に反映されないものについては、会長が総会において当該意見を述べるものとする。
 - 6 総会において2人以上の会員により議案の修正提案が行われた場合は、会長は、必要に応じ総会の休憩を求め、幹事会又は関係する部若しくは委員会の意見を聴くことができる。

(報告の手続)

第6条 総会に報告する案件を有する会員又は連携会員(本条において「報告者」という。)は、原則として総会開催の7日以前に開催される幹事会で報告することとする。

- 2 報告者は、幹事会で報告した後、総会で報告することとする。

(提出資料の様式)

第7条 議案及び報告のための提出資料の様式は、別表第1のとおりとする。

(定足数)

第8条 法第24条第1項の規定の適用については、海外出張者を除外する。この場合の海外出張者とは、その職務に関連して会長から出張命令を受けた者をいい、除外する期間は、当該出張命令を受けた期間に限る。

(公開の手続)

第9条 議長は、総会を開催する場合は、開催日時、開催場所、傍聴可能人数につき、事前に適当な手段をもって周知することとする。

- 2 総会の傍聴可能人数は、議長が定める。

第4章 委員会

(常置の委員会の設置)

第10条 機能別委員会は、別表第2のとおり設置することとし、運営に関する事項は、幹事会が定める。

- 2 分野別委員会は、別表第3に掲げるものを設置することとし、調査及び審議すべき事項並びに運営に関する事項は、幹事会が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この決定は、決定の日から施行する。

(関係する決定の廃止)

第2条 日本学術会議の運営の細則に関する内規（昭和61年総会決定）、日本学術会議の行う国際学術交流事業の実施に関する内規（昭和62年総会決定）、日本学術会議の行う国際学術交流事業について（申合せ）（昭和62年総会決定）及び副会長世話担当研究連絡委員会の運営について（申合せ）（平成3年総会決定）は、廃止する。

附 則（平成18年2月13日日本学術会議第147回総会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成18年4月11日日本学術会議第148回総会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成18年10月3日日本学術会議第149回総会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成19年4月10日日本学術会議第150回総会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成20年4月8日日本学術会議第152回総会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成20年10月1日日本学術会議第154回総会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成21年10月19日日本学術会議第156回総会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成26年7月11日日本学術会議第167回総会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成28年4月14日日本学術会議第171回総会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成31年4月25日日本学術会議第178回総会決定）
この決定は、元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行の日から施行する。

附 則（令和5年7月16日日本学術会議第188回総会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

別表第1 (第7条関係)

様式I 議案

議 案	
令和〇〇年〇〇月〇〇日	
件 名
1 提案者	〇 〇 〇 〇
2 議 案
3 提案理由
※	
4 本信及び写送付先	〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
※	
5 所要経費	

※ 必要に応じて、参考として記入する。

様式II 報告

〇 〇 部、委員会報告	
令和〇〇年〇〇月〇〇日	
〇〇長 〇 〇 〇 〇	
1 会議開催	
〇〇月〇〇日	於：〇 〇 〇 〇
2 報告事項	
(1)
(2)

別表第2（第10条関係）（150総・167総・171総・一部改正）

委員会名	委員長	職務
選考委員会	会長	会員及び連携会員の選考（会則第8条）
科学者委員会	会則第5条第1号に規定する職務を行う副会長	科学者の在り方、人権及び自由交流に関すること、科学における男女共同参画に関すること、会員及び連携会員の辞職（会則第9条第3項、同第13条第2項）、会員及び連携会員の退職（会則第10条第2項、同第14条第2項）、地区会議に関すること、日本学術会議協力学術研究団体に関すること、その他科学者間の連携に関すること
科学と社会委員会	会則第5条第2号に規定する職務を行う副会長	勧告、要望及び声明の内容等の検討（幹事会決定事項）、総合科学技術・イノベーション会議との連携に資するための審議課題の検討、国民の科学に対する理解の増進、その他学術会議と政府、社会及び国民等との関係に関すること
国際委員会	会則第5条第3号に規定する職務を行う副会長	学術会議における国際活動の調整、その他学術会議の国際的対応に関すること

別表第3 (第10条関係) (147総・149総・154総・156総・一部改正)

委員会名	委員会名	委員会名
言語・文学委員会	基礎生物学委員会	数理科学委員会
哲学委員会	統合生物学委員会	物理学委員会
心理学・教育学委員会	農学委員会	地球惑星科学委員会
社会学委員会	食料科学委員会	情報学委員会
史学委員会	基礎医学委員会	化学委員会
地域研究委員会	臨床医学委員会	総合工学委員会
法学委員会	健康・生活科学委員会	機械工学委員会
政治学委員会	歯学委員会	電気電子工学委員会
経済学委員会	薬学委員会	土木工学・建築学委員会
経営学委員会	環境学委員会	材料工学委員会